

70歳未満の

高額療養費制度



高額療養費制度は、1か月(暦月:1日から末日まで)に、医療機関や薬局などで支払う医療費を、自己負担限度額(下表)までの負担にとどめる制度です。

区分	収入目安	自己負担限度額	多数該当 ^{※2}	食費/1食あたり
ア	年収約 1,160 万円～	252,600 円 + (総医療費 ^{※1} - 842,000 円) × 1%	140,100 円	510 円
イ	年収約 770 ～ 1,160 万円	167,400 円 + (総医療費 ^{※1} - 558,000 円) × 1%	93,000 円	
ウ	年収約 370 ～ 770 万円	80,100 円 + (総医療費 ^{※1} - 267,000 円) × 1%	44,400 円	
エ	～年収約 370 万円	57,600 円	44,400 円	
オ	住民税非課税 ^{※3}	35,400 円	24,600 円	90 日までの入院 240 円 90 日を ^{※4} 超える入院 190 円

※1 保険適用される診察費用の総額(10割)のこと

※2 診療月以前の1年間に、3か月以上高額療養費に該当した場合、4か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます

※3 区分ア、区分イに該当する場合、市区町村民税が非課税であっても、「区分ア」「区分イ」の該当となります

※4 直近12か月の入院期間中に、入院日数が90日を超えた場合は、加入している健康保険に手続きが必要となります

●自己負担限度額までの支払いにするために

マイナ保険証を利用するか、「限度額適用認定証」を医療機関などの窓口で提示しましょう

●こんなときは払い戻しの手続きが必要です！

マイナ保険証や限度額適用認定証などを利用して、1か月の医療費支払い総額が自己負担限度額を超えることがあります。下記に該当する場合は、加入している健康保険に払い戻し申請をしましょう

- ①「同一月」ごと
- ②「被保険者」ごと
- ③「医療機関」ごと、「薬局」^{※5}ごと ※5 処方箋発行医療機関の外来医療費と合計して21,000円以上あれば対象になります
- ④「入院」「外来」「歯科」ごとに

①②③④の順で計算した医療費がそれぞれ21,000円以上のものが複数あり、かつそれらを合計した結果、自己負担限度額を超えた場合は、払い戻しを受けることができます。

- (例)・同じ病院の「入院」「外来」それぞれ21,000円以上支払い、合計すると限度額を超えたとき
・別々の病院で「入院」「外来」それぞれ21,000円以上支払い、合計すると限度額を超えたとき
・被保険者本人と、被扶養家族それぞれ21,000円以上支払い、合計すると限度額を超えたとき

●限度額認定証や払い戻し申請などの窓口

協会けんぽ	協会けんぽ各都道府県支部
組合保険(健康保険組合、共済組合、国民健康保険組合)	加入している組合や職場の担当者
国民健康保険	住所地の市町村役場の国民健康保険担当課

相談窓口

がん相談支援センター

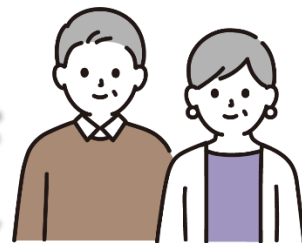
2階外来フロアAブロック受付前

受付時間:平日 8:30～17:15

電話:089-999-1114

70歳以上の

高額療養費制度



高額療養費制度は、1か月(暦月:1日から末日まで)に、医療機関や薬局などで支払う医療費を、自己負担限度額(下表)までの負担にとどめる制度です。

区分	収入目安	自己負担限度額		多数該当 ^{※2}	食費/1食あたり
現役並み (3割負担)	Ⅲ 年収約 1,160 万円～	252,600 円+(総医療費 ^{※1} -842,000 円)×1%		140,100 円	510 円
	Ⅱ 年収約 770～1,160 万円	167,400 円+(総医療費 ^{※1} -558,000 円)×1%		93,000 円	
	Ⅰ 年収約 370～770 万円	80,100 円+(総医療費 ^{※1} -267,000 円)×1%		44,400 円	
一般	現役並み、住民税非課税以外の人	外来のみ 18,000 円 (年間上限 14.4 万円)	入院・世帯 57,600 円	44,400 円	
住民税 非課税	Ⅱ 非課税世帯でⅠ以外のかた	8,000 円	24,600 円	-	90 日までの入院 240 円
					90 日 ^{※3} を超える入院 190 円
	Ⅰ 年金収入 80 万円以下など	8,000 円	15,000 円	-	110 円

※1 保険適用される診察費用の総額(10割)のこと

※2 診療月以前の1年間に、3か月以上高額療養費に該当した場合、4か月目から「多数該当」となり、自己負担限度額が軽減されます

※3 直近12か月の入院期間中に、入院日数が90日を超えた場合は、加入している健康保険に手続きが必要となります

●自己負担限度額までの支払いにするために

マイナ保険証を利用するか、「限度額適用認定証」を医療機関などの窓口で提示しましょう

●こんなときは払い戻し手続きが必要です！

マイナ保険証や限度額適用認定証などを利用して、1か月の医療費支払い総額が自己負担限度額を超えることがあります。その場合、加入している健康保険に申請すると限度額を超えた部分が払い戻されます。申請方法は加入している健康保険により異なりますので、ご確認ください。

●限度額認定証や払い戻し申請などの窓口

協会けんぽ	協会けんぽ各都道府県支部
組合保険(健康保険組合、共済組合、国民健康保険組合)	加入している組合や職場の担当者
国民健康保険	住所地の市町村役場の国民健康保険担当課
後期高齢者医療保険	お住いの市町村役場の後期高齢者担当課

相談窓口

がん相談支援センター

2階外来フロアAブロック受付前

受付時間:平日 8:30~17:15

電話:089-999-1114